

2013年3月議会 補正予算反対討論（要旨）

まつざき真琴

2013/3/13

私は、日本共産党県議団として、提案されました補正予算関連の議案について22件に賛成し、反対する3件について、その理由を述べ討論いたします。

まず、議案第1号「平成24年度鹿児島県一般会計補正予算（第5号）」についてであります。

反対の理由の第1は、4款衛生費、環境保全対策費の中の水俣病総合対策事業が、8億9400余万円の減額になっている点です。

この事業は、水俣病被害者救済特別措置法に基づいて、水俣病にも見られる症状があり、対象地域での居住歴や出生年月の要件を満たす人を該当者として、医療費、介護費用の自己負担分やはり・きゅう施術費、療養手当等を給付するというものです。

今回、申請をした被害者の中には、地域や出生年月の不当な線引きにより、汚染魚介類を多食した事実が証明できず、救済対象から「非該当」と切り捨てられる事例が相次ぎました。この間、県に判定のやり直しを求める「異議申し立て」は98件に及んでいます。そもそも「特措法」は、「水俣病の被害の拡大を防止できなかった」責任を認め、国の責務として、救済を受けるべき人々を「あたらしく救済」を行うとして制定したのですが、政府は、患者団体からの要請に背を向け、その申請を昨年7月末で打ち切りました。今回の減額補正は、これらの判定結果に基づく実績によるものであり、納得できないものです。

反対の理由の第2は、8款土木費、港湾費の繰越明許費に、人工島マリンポートかごしまに係って、緑地整備、港湾道路の事業費1億5000万円が計上されている点です。この人工島は、災害時の対応空間として位置付けられていますが、これそのものが非現実的であり、今年度中にこれらの事業が終わろうが繰越になろうが、県民の生活には、何の影響も与えません。まさしく不要不急の事業であります。これ以上、人工島建設に貴重な県民の税金を費やすことに反対するものです。

同様の理由で、繰越明許に人工島、マリンポートかごしまの下水道整備の事業費3800万円の事業費が計上されている、議案第3号「平成24年度鹿児島県港湾整備事業特別会計補正予算（第3号）」についても反対するものです。

最後に、議案第10号「土木その他の建設事業の市町村負担額について議決を求める件」についてであります。

特に、今回の議案の中には、人工島マリンポートかごしまに係る鹿児島市の負担、2,754万円と、志布志港整備に係る志布志市の負担8,060万7千円が含まれています。志布志港整備に係る志布志市の負担は、累計で30億円にも及んでいます。鹿児島市の負担については、工事自体は、繰越となっており、事業も行っていないものを負担金だけ先に請求するものです。

そもそも、わが党は、県の土木その他の建設事業については、市町村に負担を求めるべき

ではないという立場であり、本議案に反対するものであります。
以上で討論を終わります。